



新関西国際空港株式会社

2013 年 4 月 26 日

川西市と新関西国際空港株式会社が 「川西市南部地域のまちづくりの推進」について合意！

川西市と新関西国際空港株式会社（以下「新関西空会社」）は、川西市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るためのまちづくりを連携して推進するため、本日（2013 年 4 月 26 日）、**「川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意」**及びこれに基づく**「大阪国際空港周辺場外用地（川西市域）の取扱いに関する覚書」**を締結しました。

【経緯・趣旨】

大阪国際空港は、大阪都心から 10km あまりとほど近く、年間約 1300 万人のお客様にご利用いただいている利便性の高い都市型空港であり、地域経済の重要な資源として、空港周辺地域の発展に寄与している一方で、住宅や工場、商業施設等が密集する市街地に隣接して立地していることから、その成長・発展には、空港と周辺地域との共生が不可欠です。

とりわけ、川西市の空港周辺地域においては、騒音対策のために国が買い上げた移転補償跡地（＝場外用地）（※）が蚕食状かつ広範に広がっている現状下、この移転補償跡地をまちづくりという観点からの用途で利用を図り、活用していくことが強く求められています。

こうしたことから、川西市においては、同市南部地域のまちづくりの推進に向けた「川西市南部地域整備実施計画」を策定するとともに、当該実施計画に位置付けられた施策を事業化すること等により、当該地域の生活環境改善等を推進してきたところです。

新関西空会社としても、移転補償跡地の有効活用を通じて、空港周辺自治体のまちづくりとの連携に取り組み、一層の地域共生を推進してまいります。

このような取組みを推進するため、川西市と新関西空会社は、移転補償跡地の利活用等による同市南部地域のまちづくりについて連携していくことが、極めて重要な課題であるとの認識を共有し、今般、両者の間で基本合意およびこれに基づく覚書の締結に至ったものです。

川西市と新関西空会社は、今後、この基本合意および覚書に基づき、着実な環境対策の実施と安全面の取組みの推進を前提に、移転補償跡地の利活用等による同市南部地域の生活環境改善や地域コミュニティの再生等について、連携しながら、積極的に取り組んでまいります。

（※）公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第 9 条に基づき、国が買収した土地（昨年 7 月の関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴って、国から新関西空会社に出資され、現在は新関西空会社が管理）。

大阪国際空港周辺の移転補償跡地（豊中市、伊丹市、川西市）の面積は、合計約 85ha。

【基本合意および覚書の概要】

1. 川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意

川西市南部地域のまちづくりについて、着実な環境対策の実施と安全面での取組みの推進を前提に、川西市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るための川西市と新関西空会社の基本的な認識についての基本合意。

- ① 川西市は、新関西空会社や地域住民との連携の下、平成25年度内を目途に同市南部地域のまちづくりの推進に向けた「川西市南部地域整備実施計画」を策定するとともに、可能な限り早期に当該実施計画に位置付けられた施策を事業化すること等により、当該地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図る。
- ② 新関西空会社は、移転補償跡地の適切な利活用を通じて当該実施計画の推進に協力する。

2. 大阪国際空港周辺場外用地（川西市域）の取扱いに関する覚書

川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意に基づく、川西市が使用している場外用地（＝移転補償跡地）の具体的な取扱いについての覚書。

- ① 基本事項
 - ・ 場外用地の利活用に当たって、川西市と新関西空会社が協力すること。
- ② 新関西空会社が貸し付けている場外用地の具体的な取扱い方針
 - ・ 公園など、川西市が新関西空会社から借用している場外用地の用途の在り方について、両者で検証すること。
 - ・ 上記の検証を踏まえた場外用地の具体的な取扱い方針を策定すること（市に継続貸付け、市への寄付、市からの返還、市への売却 等）。
- ③ その他の場外用地の具体的な取扱い方針
 - ・ 新関西空会社は、川西市南部地域の暫定緑地について、同市が当該地域のまちづくりに有効活用することを前提に、平成25年度内を目途に同市に対して全て寄付。
 - ・ 新関西空会社は、いわゆる壁芯又は支え壁を含む場外用地について、隣地住民等の意向を踏まえ、可能な限り早期に、随意契約により購入を希望する当該隣地住民等に売却。



川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意

川西市と新関西国際空港株式会社（以下「新関西空会社」という。）は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の趣旨を踏まえた着実な環境対策の実施と安全面での取組みの推進を前提に、川西市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るため、下記のとおり合意する。

記

1. 川西市は、新関西空会社や地域住民との連携の下、平成25年度内を目途に、同市南部地域のまちづくりの推進に向けた「川西市南部地域整備実施計画」を策定するとともに、可能な限り早期に当該実施計画に位置付けられた施策を事業化すること等により、当該地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るものとする。
2. 新関西空会社は、1. の川西市南部地域整備実施計画策定の際に適切な助言を行うとともに、当該地域に保有する土地の適切な利活用等を通じて、当該実施計画の推進に協力するよう努めるものとする。

本合意を証するため、本合意書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成25年（2013年）4月26日

川 西 市

川西市長 大 塩 民 生

新関西国際空港株式会社

代表取締役副社長

伊丹空港本部長 春 田 謙

大阪国際空港周辺場外用地（川西市域）の取扱いに関する覚書

川西市と新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）は、「川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意」（平成２５年４月２６日）に基づき、同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るため、下記のとおり覚書を締結する。

記

I 基本事項

1. 新関空会社は、売却をはじめとする大阪国際空港周辺場外用地（川西市域のものに限る。以下「場外用地」という。）の利活用にあたっては、川西市及び関係する地域住民等と事前に必要な連絡・調整を行うものとする。
2. 川西市は、新関空会社から建物建築に係る土地の区画形質の変更その他の開発行為等について相談を求められた場合、または、境界確定、隣地購入、その他住民等と交渉を要する場合には、新関空会社に対し、必要に応じて指導、助言、調整等の協力を行うものとする。

II 川西市が新関空会社から借り受けている場外用地の具体的な取扱い方針

川西市及び新関空会社は、同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るとともに、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資するため、現時点において川西市が新関空会社から借り受けている道路、公園等に係る場外用地について、今後、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 新関空会社は、以下の場外用地については、原則として現行通りの条件で今後も継続的に川西市に使用させるものとする。
 - ①都市計画公園に係る場外用地
 - ②上下水道施設に係る場外用地
2. 川西市及び新関空会社は、川西市が新関空会社から借り受けている道路、公園、防火水槽等に係る場外用地（１．の場外用地を除く。以下同じ。）の利用の必要性について、同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るとともに、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資する観点から十分な検証を行う。

3. 新関空会社は、2. の検証の結果、大阪航空局において売却済みの場外用地、または、現在同社が保有している場外用地の価値を向上させている、もしくは、向上させることが確実と見込まれると判断された川西市道に係る場外用地（※）について、川西市に寄付するものとする。

川西市は、上記により寄付を受ける場外用地を活用して、早期にむつみ地区の私道の市道化を図るものとする。

（※）以下の土地等。

- ・過去に大阪航空局が売却した場外用地に接しており、当該用地の利用に必要不可欠な川西市道に係る場外用地
- ・新関空会社が場外用地を保有・管理または利活用するにあたって必要不可欠な川西市道に係る場外用地

4. 川西市は、2. の検証の結果、現行通り使用するよりも、返還の上、他の用途で活用した方が適切であると判断した場外用地については、速やかに必要な関係者調整を行った上、新関空会社に対し、計画的に返還するものとする。

5. 川西市は、2. の検証の結果、現行通り使用することが適切であると判断した場外用地については、財政状況等を勘案しつつ、計画的に購入又は川西市有地との交換等を行うものとする。

Ⅲ その他の場外用地の具体的な取扱い方針

1. 新関空会社は、川西市南部地域の暫定緑地について、同市が当該地域のまちづくりに有効活用することを前提に、平成25年度内を目途に同市に対して全て寄付するものとする。
2. 新関空会社は、いわゆる壁芯又は支え壁を含む場外用地（過去に壁芯又は支え壁を含んでいた場外用地を含む）について、当該壁芯又は支え壁に係る隣地住民等の意向を踏まえ、可能な限り早期に、随意契約により購入を希望する当該隣地住民等に売却するものとする。
3. 新関空会社は、2. 以外の更地の場外用地について、2. による壁芯又は支え壁を含む場外用地の購入希望者に対する売却を終えた後に、川西市及び同市南部地域の住民の意向を勘案しつつ、当該地域のまちづくりに十分に配慮しながら、可能な限り早期に売却するものとする。
4. 新関空会社は、2. において購入希望者がおらず、売却できなかった場外用地の取扱い方針について、隣地住民の生活環境の保全、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用を図る観点から、可能な限り早期に検討を進める。

IV その他

1. 川西市は、同市南部地域の住民の意向を踏まえつつ、新関空会社と協議の上、平成25年度内を目途に、Ⅱ及びⅢによる場外用地の取扱い方針を踏まえた道路、公園等の公共施設整備の方針、暫定緑地の活用方針等の必要な事項を含む同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るためのまちづくりの推進に向けた「川西市南部地域整備実施計画」を策定するものとする。
2. 川西市は、新関空会社と協議の上、平成25年度内を目途に、1. の川西市南部地域整備実施計画を踏まえ、Ⅱに関する具体的な年次計画を作成するものとする。
3. 新関空会社は、2. の年次計画に基づく措置が講じられるまでの間の経過措置として、原則として現行通りの条件で川西市に場外用地を使用させるものとする。
4. 新関空会社は、1. の川西市南部地域整備実施計画の推進に協力するため、川西市が行う道路、公園等の公共施設整備に対する資金的な支援措置等について検討を進める。
5. 川西市及び新関空会社は、この覚書に定めのない事項については、同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るとともに、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資する観点から、両者誠意をもって協議するものとする。

本覚書を証するため、本覚書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成25年（2013年）4月26日

川 西 市
川西市長 大 塩 民 生

新関西国際空港株式会社
代表取締役副社長
伊丹空港本部長 春 田 謙